

## 「国連生物多様性の 10 年日本委員会」設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」(略称「10 年委員会」、以下「委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、愛知目標を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進し、各セクター相互の情報交換及び連携を進めることを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 愛知目標の達成のために有効な方針の検討
- (2) 愛知目標の達成に向けた各セクターの活動に関する意見や情報の交換
- (3) 本委員会の目的に合致する連携事業の認定
- (4) その他、生物多様性に関する社会の認識の向上に資する事業等の実施に係る方針の検討等

### (委員会)

第4条 委員会は、委員会での審議のほか、幹事会及び運営部会から受けた報告に基づく審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。

2. 委員会は、次の各号に該当する委員により構成する。
  - ア. 学識経験者・有識者・文化人のうち、生物多様性の保全や持続可能な利用に関して造詣のある者
  - イ. 次の a. から d. に該当する機関・団体に所属する者
    - a. 経済界
    - b. メディア
    - c. 生物多様性の保全に関する専門的な知見を有する団体または生物多様性の普及啓発に関する活動を行っている団体
    - d. 地方自治体
  - ウ. 国の関係行政機関に所属する者
- Ⅰ. 委員会の活動に対し特別な貢献のある者
3. 委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。
4. 委員会には委員長及び委員長代理を置く。
5. 委員長は、委員会委員の互選により定め、委員長代理は委員長が指名する。
6. 委員長は、委員会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
7. 委員長に事故がある時は委員長代理がその職務を代理する。
8. 委員長及び委員長代理の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

### (幹事会)

第5条 委員会には、委員会の下部組織として幹事会を設置する。

2. 幹事会は、委員会で審議を行う個別の検討事項等に関して事務的に検討することを目的とする。
3. 幹事会は、委員（第4条第3項 7. 号に係る委員を除く）及び国の関係行政機関が、その所属する機関または団体に属する者の中から指名した幹事及び委員長代理で組織する。
4. 幹事会には幹事長及び幹事長代理を置く。

5. 幹事長は委員長代理が兼ね、幹事長代理は幹事長が指名する。
6. 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
7. 幹事長に事故がある時は幹事長代理がその職務を代理する。
8. 幹事長及び幹事長代理の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
9. 幹事会は、幹事及び幹事長により構成し、過半数の出席をもって成立する。

(運営部会)

第 6 条 幹事会には、幹事会の審議及び運営に関する事項その他幹事長が必要と認めた事項について検討を行うため、運営部会を設ける。

2. 運営部会は、幹事の中から幹事長が指名する者により組織する。なお、幹事長が必要と認めた場合は、幹事以外の有識者等若干名を運営部会に参加させることができる。
3. 運営部会の運営については運営部会において定め、幹事会に報告する。

(会議)

第 7 条 委員会及び幹事会の会議は、委員総数または幹事総数の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員会及び幹事会の会議において承認を要する議事については、出席委員または出席幹事の過半数でこれを決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 委員長または幹事長は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、専門的知識を有する具体的候補者を選定のうえ、委員会または幹事会の会議に呼ぶよう事務局に指示することができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、環境省自然環境局生物多様性主流化室内に置く。委員会、幹事会及び運営部会に関する庶務は、事務局が行う。

(経費)

第 9 条 委員会の運営及び実施事業に関する経費は、環境省の支出及び一般からの寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

(設置期間)

第 10 条 委員会の設置期間は、平成 23 年 9 月より平成 33 年 3 月までとする。

(情報公開)

第 11 条 委員会の会議は原則公開とし、公開する情報及び情報公開の方法については委員会で定める。

2. 幹事会及び運営部会の会議は原則非公開とするが、議事要旨は事務局がとりまとめ、必要に応じて公表する。

(設置要綱の改正等)

第 12 条 本要綱の改正は、委員会委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

2. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員長が定める。
3. 前項により委員長が定めた事項については、おって委員会に報告する。

付則

(施行期日) この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。